

Topics

7月・8月 豪雨災害に関する状況をお知らせします



総務省の「行政相談週間」～困ったら 一人で悩まず 行政相談～

総務省中国四国管区行政評価局 ☎0570-090110

10月20日から26日までは、総務省の「行政相談週間」です。行政に関する暮らしの困りごと、苦情、要望がありましたら、総務省中国四国管区行政評価局か、行政相談委員会にご相談ください。

本市では、総務大臣から委嘱を受けた6人の行政相談委員が、定期的に各地区で相談所を開設しています（詳しくは22～23ページ「相談」を参照）。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

【安芸高田市担当の行政相談委員】



中田 俊三 (吉田町) | 山本 孝治 (八千代町) | 佐々木 忠則 (美土里町) | 田中 房人 (高宮町) | 大前 貴美子 (甲田町) | 奥田 秀生 (向原町)

～暮らしの困りごとなんでも 行政相談所～ 無料、秘密厳守

「川岸に茂った木のため豪雨で川があふれそうになるので心配」「道路に穴があり危ないので補修してほしい」「郵便ポストが通行の支障になっている」「こういう場合はどうしたらいい？」など、ささいなことでも結構ですので、暮らしの困りごとを、ご相談ください。

【特設行政相談所】 ☎10月28日(火) 午前10時～午後3時 ☎クリスタルアージュ 202

相談員：総務省中国四国管区行政評価局行政相談官、行政相談委員



「成年後見制度セミナー・相談会」開催

安芸高田市社会福祉協議会 ☎45-2941

【お問い合わせ・申し込み先】安芸高田市社会福祉協議会 ☎45-2941

【講師】坂下法律事務所 弁護士 坂下宗生 さん
※どなたでもご参加できます。※セミナー終了後、成年後見制度の無料相談会を開催します。相談を希望される方は、10月20日(月)までにお申し込みください。

【出演】「成年後見制度って何だろう?」住み慣れた地域で安心して暮らすために」

【日時】10月28日(火) 13時30分～15時(受付 13時)

【会場】クリスタルアージュ 小ホール

【任意後見制度とは】認知症や知的障害・精神障害などにより、判断能力が不十分な人が、日常生活において財産管理や契約などで、不利益を被らないように、法的に保護し、支えるための制度です。

【成年後見制度の種類】成年後見制度には、判断能力が低下する前に自分で準備をしておく「任意後見制度」と、すでに判断能力が低下している人のための「法定後見制度」があります。

【任意後見制度】判断能力があるうちに、あらかじめ、公正証書によって後見

【法定後見制度】判断能力が不十分な人のために、将来、判断能力が不十分になったときに、その契約に基づいて予定された人(任意後見人)が本人を援助することになります。

【任意後見制度】判断能力が不十分な人のために、将来、判断能力が不十分になったときに、その契約に基づいて予定された人(任意後見人)が本人を援助することになります。

【必要書類】申立書、本人及び申立人の戸籍謄本、診断書、登記事項証明書など
※詳しくはお問い合わせください。

【高齢者の場合】安芸高田市障害者基幹相談支援センター ☎47-1080

【障害者の場合】安芸高田市障害者基幹相談支援センター ☎42-5615



(上) 八千代町の市道潜龍線 (8月20日撮影)。(右) 向原町の林道虫居谷線 (7月20日撮影)。どちらも豪雨により路肩が崩れている。



8月20日未明、広島市北部を中心に起こった豪雨。局地的に降った大雨は、土砂災害などにより甚大な被害をもたらしました。広島市に隣接する安芸高田市でも床上・床下浸水、断水、土砂崩れ、道路の路肩崩壊などの被害がありました。また、7月19日には向原町で記録的短時間大雨情報が発表されるほどの大雨が降り(時間雨量125mmを記録)、かけ崩れや床下浸水などの被害がありました。自然災害は、いつどこで起こるか分かりません。今回の災害を教訓に、防災への意識を高め、万が一の事態に備えて準備しておくことが大切です。

甚大な災害を受けた被災地の復興のためには、長期的な支援が必要です。安芸高田市から被災地への支援の状況をお知らせします。

広島市の豪雨災害に伴う被災地への支援状況(9月9日現在)

【災害義援金】8月22日から本庁、クリスタルアージュ及び各支所にて受付開始

【支援物資の提供】広島市からの要請により、土嚢袋9,200枚を提供(8月24日4,200枚、8月25日5,000枚)、被災者の移動用として自転車20台を寄贈(9月8日)

【住宅の提供】市有住宅16戸の提供

【復旧支援】広島市災害ボランティア本部が実施するボランティア活動に、広島県外から参加される方の後方支援として、夜間休息所の提供を予定

【人的派遣】

・県内消防相互応援協定による消防吏員の派遣：安芸高田消防署員4名、車両1台の派遣(8月20日～29日まで※延べ40人)

・消防団員の派遣：安芸高田市消防団員5名、車両1台の派遣(8月29日)

・一般事務職の派遣(避難所の運営等)：2名の派遣を検討中(当分の間を予定)

・保健師の派遣(避難所における健康管理等)：5名(9月11日から9月30日まで)



災害義援金を受託しました

市内小学校・中学校の児童会・生徒会、校長会、PTAの皆さんが中心となり、被災された皆さんへの募金の取り組みをされ、777,467円もの義援金が集まりました。そして、9月10日、児童会・生徒会・校長会・PTAの代表が、義援金を安芸高田市に託されました。この義援金は日本赤十字社を通じて復興支援に充てられます。

1. 「避難」について

避難とは、「災害から命を守るための行動」のこと。「避難」と聞くと、「その場を離れて避難場所へ行くこと」を連想するでしょう。それは誤りではありませんが、真夜中、豪雨、雷雨、洪水といった屋外が危険な状況下での避難もあり得ます。また、避難場所が開設されていない場合もあります。そのような時は、近所のなるべく安全な場所や、屋内で危険とは反対側なるべく高い場所に移動することも避難行動のひとつです。

置かれた状況は一人ひとり異なります。大事なものは、油断せず、あきらめず、命が助かる可能性が少しでも高くなる行動をとることです。

2. インターネットの防災情報を活用

インターネットによる広島県の防災情報は、全国的に見ても高い情報量があります。しっかりと活用しましょう。広島県の様々な防災情報は：広島県防災WEB

<http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/hdis/>
土砂災害危険区域・警戒区域のことなら：
土砂災害ポータルひろしま
<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

6時間後までの雨量予測：気象庁の解析雨量・降水短時間予報
<http://www.jma.go.jp/radame/>